

先物・オプション取引に係る取引最終日に関するコンティンジェンシー・プラン

2014年3月24日制定

2015年10月13日改正

2016年7月19日改正

株式会社大阪取引所

株式会社日本証券クリアリング機構

本プランは、先物・オプション取引に係る取引最終日において、緊急の事由により立会が停止された場合における取扱いを明らかにするものである。

I. 基本的な考え方

国債証券先物取引については、最終建玉のすべてを受渡決済することとした場合の決済物件（現物国債）及び決済代金の調達に伴う市場の混乱の可能性等を考慮し、建玉整理の機会を設けるため、受渡決済期日を変更しない範囲で取引最終日を繰り延べる。ただし、国債証券先物取引に係る Mini 取引（以下「Mini 取引」という。）については、差金決済で最終決済を行うなどの理由から、取引最終日の繰延べは行わない。

なお、オプション取引（有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引及び指数オプション取引をいう。以下同じ。）については、取引最終日を繰り延べた場合、権利行使日等も繰り延べることとなるほか、オプション価値に予期せぬ変動を生じさせることとなるなど、その商品性に大きな影響を与える可能性等があるため、取引最終日の繰延べは行わない。また、指数先物取引については、差金決済で最終決済を行うことに加え、指数オプション取引と同じ最終清算数値（SQ値）により最終決済を行うなどの理由から、取引最終日の繰延べは行わない。

Ⅱ. 具体的な対応策

項 目	対応等	備 考
1. 取引最終日の繰延べ対象商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引（Mini 取引を除く。以下同じ。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ オプション取引及び指数先物取引に係る取引最終日の繰延べは行わない。
2. 国債証券先物取引に係る取引最終日の繰延べの判断基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次のいずれかの場合に該当した場合は、取引最終日を繰り延べる。ただし、取引最終日が到来した限月取引において未決済約定がない場合、その他投資家保護・取引の公正性の確保の観点から繰延措置等が不要と認める場合は、この限りでない。 (1) システム障害等が発生し、取引最終日が到来した限月取引（ストラテジー取引を除く。）に係る立会において取引を停止した場合で、かつ、午後2時までに取引開始又は再開を行わなかった場合 (2) システム障害等が発生し、取引最終日が到来した限月取引において、午後立会の引けの板寄せに係る取引が成立しなかった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注文状況等によりザラバ引けとなる場合を除く。
3. 国債証券先物取引に係る取引最終日の繰延期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日を繰り延べた場合の取引最終日は、原則、当初の取引最終日（取引最終日の繰延措置を行った場合における繰延べ前の取引最終日をいう。以下同じ。）の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券先物取引に係る受渡決済期日は変更しない。 ・ 取引最終日を繰り延べた限月取引に係る全ての立会における注文は、注文の有効期間条件に関わらず、当初の取引最終日の午後立会終了時に効力を失う。

項 目	対応等	備 考
4. 国債証券先物取引に係る取引最終日を繰り延べた場合の夜間立会の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 取引最終日を繰り延べた場合においても、当該繰延べに係る限月取引の当初の取引最終日以降、当該繰延べに係る限月取引の夜間立会は行わない。 	
5. 国債証券先物取引に係る取引最終日を繰り延べた場合の新たな限月取引の開始	<ul style="list-style-type: none"> 繰り延べた取引最終日の翌日に、新たな限月取引を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国債証券先物取引については、3限月取引制を維持する。 Mini 取引における新たな限月取引の開始日は、当該限月取引と取引最終日の属する月を同一とする国債証券先物取引（以下「Large 取引」という。）の開始日と同一とする。
6. Mini 取引の最終清算数値算出日に係る取扱い	<ul style="list-style-type: none"> Large 取引の取引最終日を繰り延べる場合であり、かつ、Large 取引に係る当初の取引最終日（当該日における夜間立会を除く。）において、当該 Large 取引に係る約定値段がない場合は、Mini 取引の最終清算数値算出日を繰り延べる。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終清算数値算出日の繰延べ後における最終清算数値は、原則として、Large 取引の取引最終日を繰り延べた後の当該 Large 取引に係る最初の約定値段とする。 なお、最終決済期日については、当該最終清算数値が算出された日の翌日とする。

Ⅲ. 参加者への通知

取引最終日の繰延措置を行う場合には、対象取引及びその取扱い等について、あらかじめ取引参加者及び清算参加者に通知する。

以 上